

## 一般競争入札説明書

沖縄県が発注する沖縄バイオ産業振興センター 本館 排煙窓ワイヤー廻り修繕工事に係る一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令に定めるほか、この入札説明書による。入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項は、下記のとおりである。

1 公告日 令和元年 11 月 12 日（火曜日）

2 入札に付する事項

- (1) 件 名 沖縄バイオ産業振興センター 本館 排煙窓ワイヤー廻り修繕工事
- (2) 契約期間 契約締結の日から令和 2 年 2 月 28 日（金曜日）まで
- (3) 履行場所 沖縄バイオ産業振興センター  
沖縄県うるま市州崎 5-1

3 入札参加申込及び期間

入札に参加予定の者は、一般競争入札参加申込書を申込期間内に次の場所に提出すること。（郵送の場合は、書留郵便による。ただし、不備等がある場合、申込期間内に補正しなければならない。）

- (1) 申込場所 沖縄県商工労働部ものづくり振興課  
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- (2) 申込期間 令和元年 11 月 18 日（月曜日）から令和元年 11 月 26 日（火曜日）まで  
受付時間 午前 10 時～12 時、午後 1 時～5 時

4 現場確認期日

- (1) 現場確認日 令和元年 11 月 15 日（金曜日）10 時～11 時
- (2) 場 所 沖縄バイオ産業振興センター  
沖縄県うるま市州崎 5-1
- (3) 現場確認申込書提出期限 令和元年 11 月 14 日（木曜日）午後 5 時まで
- (4) 現場確認申込書提出場所 沖縄県商工労働部ものづくり振興課  
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

5 入札日時及び場所

- (1) 入札年月日 令和元年 11 月 28 日（木曜日）午前 11 時
- (2) 入 札 場 所 沖縄県庁 14 階 商工労働部会議室
- (3) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出期限及び提出方法  
令和元年 11 月 25 日（月曜日）午後 5 時までに簡易書留郵便により提出すること。

6 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 令和元年・2 年度沖縄県入札参加資格者名簿の消防施設工事業に登録されている業者。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないもの。
- (3) 入札参加資格申込日から当該入札の開催日までの間において本県の指名停止措置を受けていないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人でその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 上記4に示す日時に現場確認を行ったものであること。沖縄バイオ産業振興センターで発行された現場確認実施証明書を令和元年11月26日（火曜日）午後5時までに提出することとする。

#### 7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

#### 8 再度入札

開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、再度の入札は2回を限度とする。

#### 9 入札保証金の納付

- (1) 入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年5月15日規則第12号）第100条の規定により、見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、一括して納付することとする。
- (3) 入札保証金の納付は、沖縄県の発行する納付書により現金を金融機関で納付し、領収書の写しを入札日時までに提出することとする。納付書の発行を希望する者は、令和元年11月26日（火曜日）午後5時までに沖縄県商工労働部ものづくり振興課に入札保証金納付書発行依頼書を提出すること。

#### 10 入札保証金の免除

入札保証金は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部の免除を受けることができる。免除を受ける者は、令和元年11月26日（火曜日）午後5時までに下記の内容を証明する書類を沖縄県商工労働部ものづくり振興課に提出すること。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年間における本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）との同種かつ同規模の契約を2回以上にわたって締

結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合。

11 入札保証金の還付

入札保証金は、原則として落札決定後に還付する。ただし、落札者の入札保証金は契約保証金に充当することができる。

12 入札保証金の不還付

落札者が落札決定の日から7日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とし、入札保証金は沖縄県に帰属するものとする。

13 契約の成立要件

この入札に係る契約については、落札後に契約を締結するものとする。

14 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年間における本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）との同種かつ同規模の契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したと認められる場合